

令和4年度 第10回「千代野地区 まちづくり会議」概要

日 時：令和4年5月30日（月） 19：30～20：30

場 所：千代野公民館

参加団体等：千代野地区民生委員児童委員協議会、千代野あじさいの会、千代野まつり保存会、千代野文化協会、千代野音頭保存会、千代野地区社会福祉協議会、交通安全協会千代野支部、千代野枝の会、千代野GGOの会、千代野校下こども会、千代野地区防災支援アマチュア無線クラブ、千代野あじさい会、千代野はいかい対策委員会、千代野まちづくりネット、千代野小学校PTA、公民館長、市町会連合会、各町内会長など

発言【1】

(1)千代野地区の樹木の剪定について

(2)千代野地区の樹木の伐採を中心とした再整備について

【市】

(1) 公園における低木の剪定及び芝の管理については、年単位で業者と契約しており、街路樹につきましても、毎年、剪定等により維持管理を継続して行っております。

しかし、千代野地区の公園や道路には多くの樹木が植えられており、範囲も広いため、全体を一度に剪定することは困難であります。地元町内会などの協力を得ながら、優先順位を決めて剪定などを進めております。

また、沿線にお住まいの方からは、毎年落葉掃除に大変な思いをしているというご意見をいただいておりますことから、強めの剪定を実施しております。

(2) 令和3年度から、サステイナブル・グリーン事業として、千代野地区などを重点に、地元と協議を行いながら家屋付近や電線付近の障害物となる木を中心に年間20本程度の伐採を行っており、倒木等に備えています。

また、地元の造園業者と現地を確認し、老朽化している樹木の伐採を行いました。

今後も千代野町内会連合会との意見交換をしながら、病害虫により倒木のおそれがある街路樹や、信号機・道路標識等の見通しを妨げている街路樹を優先的に伐採するなど整備を行ってまいります。

発言【2】

千代野地区は所帯が多くなっているため、町内会を3つに分けてほしい。

【市】

千代野地区には、丁目ごとに16町内会あります。その16町内会で千代野町内会連合会を任意で組織していますので、その連合会の分割については、地区内の総意で決定をお願いします。

発言【3】

(1)イチョウ大通りのイチョウの木について

(2)融雪装置の更新について

【市】

(1)イチョウの木の問題については、地域及び町内会で十分に協議したうえで、方針を決めていただくこととなります。

(2)融雪装置更新は未だこれからのことかと思えます。市としては、地盤沈下など環境配慮の観点から地下水を利用する融雪ではなく、川の水を利用した消雪など別の水源を利用したものを整備できるよう検討しています。

発言【4】

(1)千代野小学校、千代野保育所、公民館が避難所になっているが、マンホールトイレは公民館にしかない。小学校や保育所に設置する予定があるか。

(2)マンホールトイレは、地震等で下水管が壊れた時は流せない。市ではその場合の対応を考えているのか。

(3)小さいときから防災教育が必要だと思う。保育所や小学校などで、防災教育はされているのか。

【市】

(1)現在のところ、千代野地区の小学校や保育所にマンホールトイレを設置する計画はありませんが、持ち運びできる簡易トイレや携帯トイレ（凝固剤入り便袋）などにより、災害時におけるトイレ不足の解消を図ってまいります。

(2)地震等でマンホールが上がらないような装置を今はつけています。マンホールトイレについては、小学校や保育所の建替えや改修の際、その事業の中で整備していく予定をしております。

(3)市内すべての保育所・こども園で避難経路や災害時の対応などの防災計画を策定しています。避難訓練なども行っており、その都度、園児に対する防災教育

を行っています。

小学校についても、年に数回、消防署員等を招聘し火災・地震・津波等の避難訓練を行うなど防災教育を行っております。

発言【5】

白山市でも、市民大学校のような、さらに自分を磨く場を作ることもこれからの時代は大切ではないか。

【市】

白山市は公民館活動が盛んで、工夫しながら多彩な講座を行っており、それらを生涯学習活動に役立てていただきたいと思います。

また、白山市では市の施策や事業の内容について、市職員が講師となって、分かりやすくお伝えする「まちかど市民講座」を用意しています。事前に申し込みいただければ、市民や市内の団体等が主催する、参加者がおおむね10人以上の会合等に出向いております。63種類のテーマの市民講座がありますので、子ども会や老人会などご利用ください。

発言【6】

子どもたちには、自分たちの意見を行政に伝えることで、それが実現すると体験できるような、市とのつながりを持てる機会を作れないか。

【市】

白山市は早くから「子どもの権利条例」を制定し、子どもの意見表明の機会の確保や機運醸成に努めております。子ども達の社会参加の一つの方法として、毎年「子ども会議」を開催し、会議当日は市の議場を会場に、議長役を生徒が担い議員側と市側に分かれて意見を交わす模擬議会を行うなど、子ども達の考えを市の施策に反映させる機会としています。